

令和8年度特定最低賃改定必要性について

令和8年度特定最低賃金改正は、以下の理由から必要はないと考える。

1 製造業における特定最低賃金適用業種の賃金支払い余力（第530回本審資料5(P101)）

製造業全体〔事業所数当たりの平均労働者数 29.6人 2,553事業所〕

A 一人当たり付加価値額 11.8百万円

B 労働力分配率 36.5%

(1) 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業〔平均労働者数 35.0人 179事業所〕

A 7.7百万円（製造業全体に比べ－4.1百万円）

B 47.5%（ // +11.0ポイント）

(2) 繊維機械、金属加工機械製造業〔平均労働者数 24.7人 91事業所〕

A 10.6百万円（製造業全体に比べ－1.2百万円）

B 49.8%（ // +13.3ポイント）

○当該業種の中でも特に次の業種

〔繊維機械部分品・取付、附属品製造業 平均労働者数 6.9人 14事業所〕

A 5.6百万円（製造業全体に比べ－6.2百万円）

B 75.0%（ // +38.5ポイント）

〔金属工作機械用・金属加工機械用部分品、附属品製造業 平均労働者数 9.7人 43事業所〕

A 5.8百万円（製造業全体に比べ－6.2百万円）

B 67.2%（ // +30.7ポイント）

(3) 電気機械器具製造業〔平均労働者数 116.7人 119事業所〕

A 11.6百万円（製造業全体に比べ－0.2百万円）

B 39.6%（ // +3.1ポイント）

○当該業種の中でも特に次の業種

〔その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 平均労働者数 73.7人 31事業所〕

A 6.3百万円（製造業全体に比べ－5.5百万円）

B 69.4%（ // +32.9ポイント）

〔発電機・電動機・その他の回転電機機械製造業 平均労働者数 134.3人 6事業所〕

A 6.6百万円（製造業全体に比べ－5.2百万円）

B 76.7%（ // +40.2ポイント）

〔配電盤・電力制御装置製造業 平均労働者数 13.6人 23事業所〕

A 8.5百万円（製造業全体に比べ－3.3百万円）

B 54.1%（ // +17.6ポイント）

⇒製造業の全体と比較しても、該当業種は付加価値額が少なく、労働分配率が高いことから、当該業種を担う企業の賃金支払い能力に余力があると断じることができない。

2 検討小委員会における参考人の意見

(1) 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業

中小・小規模企業は、大手アパレルや発注元(ブランド)に対する立場が弱く、コスト上昇を製品価格に反映しにくい構造にある。

(2) 繊維機械、金属加工機械製造業

紛争の長期化やエネルギー、物流費の上昇等により先行きの不透明感が強まるなか、特に海外取引関連業態企業はこうした経営環境の動向に左右されやすい。また、自社で価格をコントロールできない立場の中小・小規模企業が多く、賃上げ原資、価格交渉力、採用力等に関し業界内で企業規模による 2 極化が進みつつあり、一律強制的に賃金を引き上げることは業界実態を無視している。

(3) 電気機械器具製造業

急激な地域別最低賃金の引き上げに連動し、企業内最低賃金も同等の率で引き上げざるを得ない。それに伴い社会保険負担が加わると、毎年7%近い負担が企業に重くのしかかっている。地域別最低賃金が大幅に上昇する中、特定業種だけ一律、強制的に賃金を引き上げる必要性があるか疑問である。限られた原資の配分に関して労使に必要なことはキャリア形成に見合った対価に適正に振り当てることであると考える。

(4) 共通事項

原材料費の価格転嫁はある程度進んでも、「人件費の引上げ分」を、そのまま取引価格に上乗せできているケースは少ない。

価格転嫁率は約5割(電機連合:約7割)と二極化しており、さらにその内容をみると、労務費を100%価格転嫁できたのは約2割である。(中企庁調査 R8. 6公表)

3 その他

(1) 地域別最低賃金引上げ(1,112 円)による時間額ごとの未満率・影響率

(第 528 回本審資料(P15)第 530 回本審資料(P9))

全産業平均 27.6%	・紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 21.2%
	・繊維機械、金属加工機械製造業 5.2%
	・電気機械器具製造業 30.6%

⇒改正後の未満率は0%となるべきであり、そのためには改正前の影響率は最小限であることが望ましいと考える。その前提にたったとき、特に電気機械器具製造業に関しては、賃金支払い能力に関し余力があるとは言えない状況下において、影響率が全産業平均より高くなっている。更なる引き上げが当該業種を担う企業に与える影響は無視できない。

(2) 特定最低賃金の制度趣旨から改定が必要であるとの意見対して

地域別最低賃金が急激に引き上げられている中、すでに不当な低賃金労働は法律で排除されてる。また、特定最低賃金を引き上げなくとも、中小受託取引適正化法や独占禁止法の運用強化により、公的競争は確保されていると考えられる。

さらに、労働条件を向上させるとともに、高いレベルでの公正競争の確保に必要であるとの意見があるが、現在の中小・小規模企業を取り巻く厳しい経営環境を軽視し、特定の産業において法的強制力を持った賃金の引き上げ措置をとることは、賃金支払い能力の余力が乏しい当該企業群を市場から撤退させ、短期的にせよ地域内の雇用喪失を促すことになるのではないかと懸念が残る。